

# 堤防除草における植物成長調整剤等の試行運用について

## 目 的

堤防の状態を把握するために年2回の点検（7月上旬～・10月下旬～）を行っています。その点検を行いやすくするために、堤防の除草を実施しています。

堤防の被覆に使用してきた芝に外来植物等が混入するなど、芝が様々な植生に遷移し、堤体の弱体化が懸念されている実態があり、堤防の適正な維持管理に多大な労力が必要となっています。

このため、水害が激甚化・頻発化するなか、堤防芝への外来植物の侵入抑制や駆除することにより堤防の治水上の機能を維持することを目的として、植物成長調整剤等の散布を試行的に実施します。

## 植物成長調整剤等※とは

- 植物の成長を促進、抑制するなど成長調整作用等のある薬剤です。
- 今回使用する植物成長調整剤等は農薬取締法において農林水産省の登録許可を受けた薬剤であり、使用上の注意を守って使用します。
- 試行フィールドで継続して取り組み、効果や安全性を確認済みです。
- 草丈の高い外来種が減少し、草丈の低い芝やチガヤが繁茂することを確認しております。

※植物成長調整剤・土壌処理剤・茎葉処理剤

## <試行フィールドでの実施効果>



## <植物成長調整剤等の散布について>

- 周囲への飛散防止に配慮し、植物成長調整剤等を年2回程度散布します。
- 散布作業範囲の起終点及び中間点等に作業中看板を設置し、周囲への安全第一で実施します。

### 【技術的支援】

国土交通省 近畿地方整備局 近畿技術事務所 品質調査課

### 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 管理課

電話番号 072-843-2861